

お客さま各位

令和7年7月16日
西日本高速道路株式会社
福岡中央自動車駐車場

資金決済法に基づく旧回数券類の払戻しのお知らせ

平素は福岡中央自動車駐車場をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

この度、西日本高速道路株式会社は、福岡中央自動車駐車場の営業終了(令和8年3月31日(火))に先立ち、令和7年7月15日(火)をもって、平成22年3月以前に発行した、福岡中央自動車駐車場の有効期限の記載のない回数駐車券及びプリペイドカード(以下、「旧回数券類」)の利用を終了させていただきました。

これに伴い、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、対象となる旧回数券類の払戻しを開始しますので、お知らせいたします。福岡中央自動車駐車場で購入された未使用の旧回数券類をお持ちのお客さまは、以下の払戻期間内にお申し出いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる旧回数券類と払戻額

旧回数券類の種類	回数駐車券			プリペイドカード			
	30分券	90分券	120分券	2,200円	5,500円	11,200円	34,500円
 	 	 	 	※残高は福岡中央自動車駐車場の事務所で確認します			
払戻額	250円	750円	1,000円	カード残高			
備考	払戻しの対象はいずれも <u>有効期限の記載のないもの</u> に限ります						

2. 払戻しの申出期間

令和7年7月16日(水)9時から令和7年10月31日(金)17時まで

- ※ 当該申出期間内に払戻しのお申し出がない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。
※ ご希望のお客さまには、現回数駐車券(有効期限最大6ヶ月)と交換いたします。なお、現回数駐車券交換後に、現金への払戻しは行いませんのでご注意ください。

3. 払戻方法及び注意事項

- 下記4まで対象の旧回数券類をご持参いただき、備え付けの「払戻申請書」に記載のうえお申し出ください。
- 郵送での受付、お手続きをご希望のお客さまは、下記4のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 払戻し1回につき、払戻額の合計が5万円未満の場合は当日現金にて、5万円以上の場合は後日銀行振込にて払い戻します。なお、銀行振込の際は、「口座振込依頼書」に銀行名、支店名、口座番号等をご記入いただきますので、予めご準備をお願いします。また、郵送及び振込でのお手続きの場合 1~2か月程度お時間をいただきますので、ご了承ください。
- 駐車場利用約款第13条第4項に記載のとおり、デパート等からサービスとして渡された駐車場の回数駐車券については、払戻しは行いません。
- 有効期限の記載のある回数駐車券及びプリペイドカードは、引き続きご使用いただけますので、払戻しは行いません。

4. 払戻しに関する受付・お問い合わせ先

福岡中央自動車駐車場 事務所(受付時間:9:00~17:00)

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2丁目2番地 TEL:092-761-4693